平成31年度 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (手ぶら観光))

【応募要領】



平成31年4月(総合政策局物流政策課)

(目次)

- 1. 事業の目的
- 2. 補助対象事業者
- 3. 補助対象経費
- 4. 補助率等•地方財政措置
- 5. 手ぶら観光カウンターにおける運用開始等期限
- 6. 事業のスキーム
- 7. 応募件数
- 8. 応募手続きの概要
- 9. 審査結果の通知
- 10. 交付決定
- 11. 補助金の交付
- 12. 交付決定後の注意事項
- 13. 事業評価
- 14. 反社会的勢力との関係が判明した場合
- 15. その他
- 資料1 提出先・問い合わせ先一覧
- 資料2 要望書様式
- 資料3 要望書様式(記載例)
- 資料4 誓約書様式

1. 事業の目的

訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性 及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下「3.補助対象 経費」に掲げる経費を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者 の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、訪日外国人旅行者が鉄道駅等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消し、地方での消費拡大を図るため、手ぶら観光のネットワークの形成を目的に、手ぶら観光カウンターの設置に対する支援として、手ぶら観光カウンターの整備・機能強化等に要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同実施要領に従って行うものです。

2. 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、以下の(1)から(4)の事業者であって、**1国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした又は認定する見込みがあるものとします。

(1) 地方公共団体

地方公共団体には、港務局を含みます。

(2) 民間事業者

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要があります。 民間事業者には、**2公共交通事業者を含みます。ただし、以下の公共交通事業 者は除きます。

- 東日本旅客鉄道株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社
- · 西日本旅客鉄道株式会社
- 特定本邦航空運送事業者

また、以下の公共交通事業者については、※3地方部における事業に限ります。

・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者 (訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領の別添を参照のこと)

(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除きます。

(4) ¾ 協議会等

※1 「国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした又は認定する見込みがあるもの」 とは

国土交通省では、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領(平成29年1月制定)に基づき、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をしています。本事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」は、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした又は新規認定の見込みのあるカウンターとします。

(参考)『「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領』掲載ホームページ

URL: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tkl_
000069. html

※2 「公共交通事業者」とは

次に掲げる者をいいます。

- ・鉄道事業法による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に 鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)
- ・軌道法による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)
- 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)、同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)及び同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
- ・航空法による本邦航空運送事業者
- ※3 「地方部」とは東京駅及び大阪駅から半径 50 キロメートル、名古屋駅から半径 40 キロメートルを除く地域をいいます。
- ※4 「協議会等」とは

空港法第 14 条第 1 項に規定する協議会に加えて、次に掲げる者によって構成される協議会 又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいい ます。

- ・関係する地方公共団体(港務局を含みます。)
- ・地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含みます。)
- ・その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利 用促進の取組に精通する者等協議会が認める者。

3. 補助対象経費

本事業の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の(1)から(7)の経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

(1) 先進機能の整備

手ぶら観光カウンターに設置するものであり、手ぶら観光カウンターの機能強化を目的とする、以下①から③に掲げる費用を対象とします。

- ① デジタルサイネージ
 - ・手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するものであり、 手ぶら観光の情報発

信(多言語(最低限英語)で表記すること。なお、コンテンツ制作費、多言語対応等は(4)④コンテンツ作成に含む)をするデジタルサイネージの本体及び設置台等に要する費用。

- ② 多言語案内・翻訳用タブレット端末
 - ・手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンタースタッフが説明時に補助的 に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内用タブレット端 末及びカバー等付属品に要する費用。
- ③ 多言語案内・翻訳システム機器
 - ・手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンタースタッフの多言語対応を目 的とした多言語翻訳機器及びカバー等付属品に要する費用。

(2) 無料公衆無線LAN環境の整備

・「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工

事費用」(無料公衆無線LAN機器設置の設置工事に係る費用、ソフトウェア 購入費(セキュリティー対策含む)に要する費用。

- ・本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、 **1 共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請をしていただくことに加え、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア)による認証方式、又はイ)及びウ)の**2**3 認証方式併用を導入することを条件とします。
- ア) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
- イ) SNS アカウントを利用した認証方式
- ウ) 利用していることの確認を含めた※4メール認証方式
 - ※1 「共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」」の登録申請について ○申請サイト

http://japanfreewifi.jnto.go.jp/wifi/agent/login.php

○お問い合わせ先

観光庁外客受入担当参事官付 梅山、矢島 (№03-5253-8111 (内線 27915))

- ※2 利用者がイ)又はウ)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
- ※3 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
 - ・災害時における無料公衆無線 LAN の開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ※4 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的で Wi-Fi を設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- (3) クレジットカード等の利用又は QR コード受付・決済を可能とするシステムの 導入
 - ・手ぶら観光の ICT 化に資するクレジットカード等の利用又は QR コード受付・ 決済を可能とするシステムの導入・改造 (システム開発、設備整備等) に要す る費用。
- (4) 多言語での情報発信に係る整備・改良
 - ① 案内標識
 - ・手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するもの又は旅行者が手ぶら観光カウンターへ訪れるための合理的なルート上に設置する、 以下のア)からウ)に掲げる案内標識に要する費用。
 - ア) 手ぶら観光カウンターの場所へ誘導する看板等

- ・合理的なルートから訪れる旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を 案内することを目的に設置する看板で、多言語(最低限英語)で表示するもの。 イ)手ぶら観光カウンターの場所を示す地図看板等
- ・合理的なルートから訪れる旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を 示す地図看板で、多言語(最低限英語)で表示するもの。
- ウ) 手ぶら観光カウンターを表示する看板等
- ・手ぶら観光カウンターに直接設置し、多言語(最低限英語)で施設名を表示するもの(○○ Hands-Free-Counter など)。

② 掲示物等の多言語化

- ・手ぶら観光カウンター内で、手ぶら観光サービスを多言語(最低限英語)で紹介するための掲示物等(多言語化(最低限英語)に必要な翻訳費を含む)の設置に要する費用。
- ③ ホームページ作成等(予約システムを提供するものに限る。)
 - ・手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が運営している手ぶら観光カウンターを主とするホームページの作成等に要する費用。
 - ・既存のホームページの多言語化(最低限英語)及びスマートフォン対応の改修又は新規に多言語化(最低限英語)するホームページの作成に要する費用。
 - ・ホームページの翻訳費に要する費用。

④ コンテンツ作成

- ・手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、 デジタルサイネージやDVD、パンフレット(印刷費用は含まない)等により、 手ぶら観光カウンターから直接、多言語(最低限英語)で情報発信するために 要する費用。
- ・既存のコンテンツの多言語化(最低限英語)するために行う改修、又は新規 に多言語化(最低限英語)したコンテンツ作成に要する費用。
- ・コンテンツの翻訳に要する費用。

⑤ 案内放送

- ・手ぶら観光サービスの利用を希望される旅行者に対して、手ぶら観光カウン ターの場所を案内することを目的とした放送(多言語(最低限英語)で発信す ること)に要する費用。
- ・なお、手ぶら観光カウンター以外の場所から放送するもの(手ぶら観光カウンタースタッフが、手ぶら観光カウンター外の別の放送施設から発信する場合等)については、対象となりません。

(5) 開設費用·改修費用

・手ぶら観光カウンターの開設、又は機能強化を図るための改修等に必要な工

事(以下の①から③)に要する費用。

・なお、土地購入費、補償費は対象となりません。

① 本工事費

・手ぶら観光カウンターを新規に開設することを目的に行う工事、又は既設の 案内所において案内業務機能の強化や接遇機能の強化を目的に行う改修や設 備の取付けに要する費用。

【工事例】

- 建築工事
- 改修工事
- ・電気設備工事(通信・情報設備工事を含む)
- ・機械設備工事(給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む)
- ・昇降機設備工事(専ら案内所利用者が使用するものを対象とする)

② 附带工事費

・手ぶら観光カウンターの整備に直接要した費用で、本工事を実施するための 附帯工事に要する費用。

【工事例】

- 仮設工事
- 外構工事
- ・解体工事(案内所建築・改修予定地の既存建物・構築物の取り壊し等を対象 とし、手ぶら観光カウンター移設による既存建物の取り壊しは対象としない)

③ 事務費

・工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計に係るものを除く。

(6) 設備費

・手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物の一時保 管のために使用する設備に要する費用。

(7) その他

・手ぶら観光カウンターの整備・機能強化に要する費用。

国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。

 (例. 環境省:自然公園等整備事業、文化庁:文化財総合活用戦略プラン 国土交通省:社会資本整備総合交付金、内閣府:地方創生拠点整備交付金等 ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては 本補助金の対象となる可能性があります。 また、手ぶら観光カウンターの明確な機能の強化に要する経費については補助対象 としますが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能の強化を伴わない修理修繕、 代替更新のみに要する経費は対象としません。

(※既に営業中のカウンターで過去にこの補助制度を受けた場合であっても、機能強化のために補助対象メニューの整備を図る場合は対象となります。)

さらに、ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費も対象としません。 なお、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含みます。)の他 の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外 となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の 交付を取り消す場合があります。

4. 補助率等•地方財政措置

補助対象経費の3分の1以内となります。

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。 (一般的には、都道府県は起債充当率90%-償還金交付税措置20%、 市町村、政令指定都市、特別区は起債充当率75%-償還金交付税措置0%。 個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。 起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。)

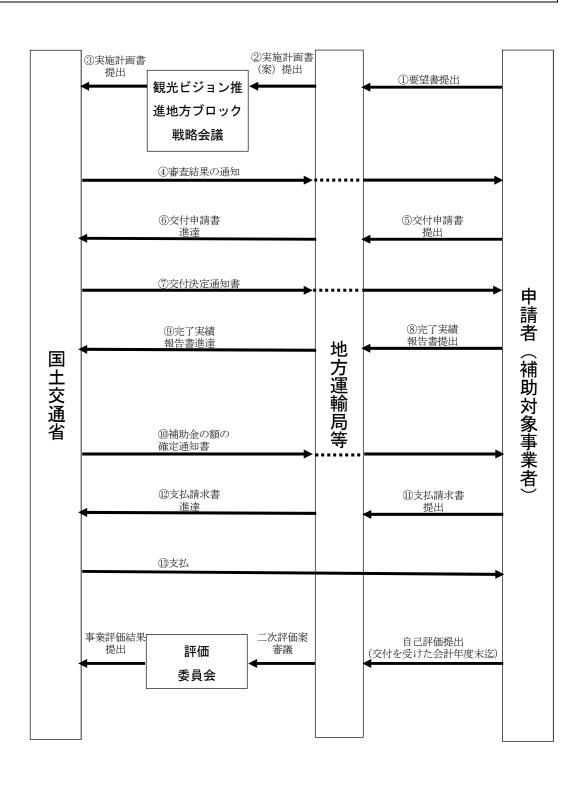
(参考)【総務省】地方債計画等

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html

5. 手ぶら観光カウンターにおける運用開始等期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価(「13.事業評価」を参照)を実施できるよう、本事業による受入環境整備を行ったうえで、手ぶら観光カウンターの運用開始等を行うとともに、国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマークの掲出を認定する見込みがある手ぶら観光カウンターとして応募した補助対象事業者については、令和2年3月31日までに手ぶら観光共通ロゴマークの認定を取得してください。

6. 事業のスキーム



7. 応募件数

応募は、1つの手ぶら観光カウンターにつき1件とします。

※同一の設置主体が複数の手ぶら観光カウンターについて応募を希望する場合は、 カウンターごとに要望書を作成してください。

8. 応募手続きの概要

(1)応募期間

平成31年4月26日(金)~令和元年10月31日(木)17時 [必着] ※審査結果の通知(内示)及び交付決定は、随時通知させていただきます。 ※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

(2)提出先(お問い合わせ先)*

手ぶら観光カウンター設置先の最寄りの地方運輸局等となります。 ※詳細は資料1をご覧ください。

(3)提出書類等

- ①要望書(正本1部·副本1部)
 - ・本募集で指定する要望書様式(資料2)を必ず使用してください。記載にあたっては、要望書様式(記載例)(資料3)を参考にしてください。
 - ・手ぶら観光カウンター施設の外観・内観及び改修や設備を取り付けようとする 箇所等の写真をご用意ください。
- ②「手ぶら観光」共通ロゴマーク申請関係書類の写し等(正本1部・副本1部)
 - ・「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用承認書又は誓約書(資料4)をご用意ください。
- ③設計図、図面等(正本1部・副本1部)
 - ・設計図等(改修の場合は改修前の図面をご用意いただき、今回の事業により 改修を行う箇所等についてお示しください。)
- ④手ぶら観光カウンターの場所がわかる地図等
 - ・案内標識を手ぶら観光カウンター周辺に設置する場合は、設置箇所をお示し

ください。

・手ぶら観光カウンター周辺や、旅行者が手ぶら観光カウンターを訪れるため の合理的なルート上に案内標識を設置する場合は、設置箇所を地図上にお示 しください。

⑤補助対象経費の算出基礎となる見積書等の資料(正本1部・副本1部)

- ・補助対象の概要が分かる資料等(工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等)をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が 妥当であると認められる資料をご用意ください。

⑥地方公共団体等の補助 (予定) 額等を確認できる資料等 (正本1部・副本1部)

- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付 決定書等をご用意ください。
- ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書(案)をご用意ください。
- (7)その他計画を審査する上で参考となる書類(正本1部・副本1部)
 - 手ぶら観光カウンターで案内に使用しているパンフレット等

⑧上記①~⑦の電子データ (1部)

- ・CD-R等の記録媒体又は電子メールにより①~⑦の電子データをご提出ください。①については、エクセル形式で、②~⑦については、PDF形式にて、提出をお願いいたします。
- ・CD-R等の記録媒体又は電子メールにより①~⑦までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

(4)提出方法

書類等は、持参又は郵送、宅配便等により提出して下さい。 なお、提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けたインバウンド 対応支援事業(手ぶら観光)」と朱書きしてください。

(5)その他

- ・書類等は、配達されたことが証明(確認)できる方法(郵便の場合にあって は、簡易書留、特定記録等)によってお送りください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。

・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

9. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

10. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、**消費税及び地方消費税額等仕入控除税額** を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束 するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、 当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、 消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、 課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額 しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

11. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または令和2年 4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事 業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払い となります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2~3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、 法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付 を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

12. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りではありません。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日(最終改正平成31年4月26日))第85条第1項第1号参照)また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告 書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第94条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な

器具又は告示(平成22年国土交通省告示第505号(ただし、同告示が改正された場合は改正後の告示))により定められたものの取得財産については、事業終了後も *1 一定期間において、その *2 処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産に毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令 15 号) で定める期間によります。

※2 処分等とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

13. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」といいます。)を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた 会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改め て通知いたします。

14. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1)補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧①~⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- (イ) ①~⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められる こと。
- (ロ) ①~⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
- (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①~⑦に掲げる者を利用したと認められること。
- (二) ①~⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他①~⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者(代表者及びその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)) について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
 - (3)また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2) と同様の取扱とします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、 又は国土交通省の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①~④に準ずる行為

15. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、 以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を 求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査 には、国(独立行政法人を含む。)及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機 関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提 供する場合を含む。)。
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄) (寄附の質的制限)

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法 (平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

 $2 \sim 6$ (略)